

八丈町農業委員会

# 第3回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成29年6月26日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成29年6月26日(火) 9:00~9:50

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	7	菊池 家司
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	〃	9	青木 保憲
〃	2	伊勢崎 武二	〃	10	浅沼 大二郎
〃	3	浅沼 寛	〃	11	菊池 勝男
〃	4	浅沼 博之	〃	12	奥山 完己
〃	6	菊池 寛			

4. 農業委員欠席：1名、5番 菊池 國仁委員

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	2	大澤 正雄	〃	7	加藤 純生
〃	3	浅沼 隆章			
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：6番 菊池 寛委員、7番 菊池 家司委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 報告第3号 前回総会の経過

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：7名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第3回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが6番、7番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に入って参ります。

議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。

平成29年6月26日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

- ・ 番号1・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外、
- ・ 合計筆数、1筆・合計面積は393㎡・権利、所有権移転
- ・ 譲渡人、●●●●・譲受人、●●●●
- ・ 転用目的及びその理由、譲受人は八丈町に永住する為、申請地を購入し自己住宅を建築したい。対象地の説明に移ってまいります。

【番号1申請地説明】

…続いて確認事項に移ってまいります。

この農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しております。

そこで、確認事項が11項目ございますが、今回は1、2、4、5、6、7、9の7項目を確認していきたいと思えます。

まず1農地の区分と転用目的ですが、譲受人は他に所有地がなく、また、先に述べましたとおり、対象地真向かいに住まれる親御さんの介護を、将来的に担われることを鑑みて、この農地を所有権移転転用することは最適な選択かと捉えております。

次に2資金力及び信用ですが、建築費は譲受人の銀行融資の利用予定を伺っております。譲受人の職種並びにその配偶者の今後の就労予定を加味いたしますと適当と判断しております。

次に4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性並びに5の行政庁認可などにつきましては、申請者の方は請負設計士とともに建築計画と建築確認申請等手続き準備ができておりますので、許可下り次第、確実なもの判断しています。

次に6の農地以外の土地の利用見込み並びに7の計画面積の妥当性ですが、転用面積393㎡で、既存農業用倉庫とパイプハウスの建造物が存在しております。現土地の所有者である譲渡人は、高齢に伴い、対象地における耕作の有効利用は、現状でも危ぶまれていることを伺っております。今回の転用を機に農業用倉庫は、親子二世帯の一般住宅倉庫への転用、並びに老朽化したパイプハウスは撤去し息子世帯の庭かつ親族が集まる際の駐車場として全面活用したいとの意向を伺っております。その転用面積についても広大な面積の転換とは言い難く宅地化の許容範囲かと見込んでおります。

最後に9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、隣接末吉側既存宅地と合わせて敷地が山側隣接農地とはブロック塀にて仕切られておりますので、支障はないと判断しています。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。それではまずは地区推進委員から意見を伺いたいと思います。6番推進委員お願いします。

推進委員6番 若い方が島へ戻ってきて、島で働いてもらえることが大変喜ばしいことだと思います。転用することに異論はありませんので、許可相当をよろしくお願いします。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思います。1番委員お願いします。

農業委員1番 譲受人の方は●●歳、家族●人で島に住んでいるとのことで、推進委員同様に島に家族住まわれて、働いてもらえることは大変喜ばしいことだと感じております。また事務局説明にもございましたが、将来的な親の介護の担い手として本件農地を転用し、住宅を建てることは、有意義なことだと思いますので、許可相当をよろしくお願いします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございますか。…議案第1号を許可相当の可とすることにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可相当と決しました。

議長 つづきまして、議案第2号へ移ります。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成29年6月26日提出八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝

番号1案件の4筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

- ・番号1・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用内
  - ・面積、1,756㎡ 次の筆に移ります。
- ・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用内
  - ・面積、594㎡ 次の筆に移ります。
- ・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用内
  - ・面積 422㎡ 次の筆に移ります。
- ・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外
  - ・面積 717㎡

合計筆数は4筆となり合計面積は3,489㎡となります。

内容といたしましては更新での設定取扱いとなります。利用権を設定する者、●●●●氏は亡くなっておりますので、相続人●名の代表として●●●●氏が本件手続き上委任されております。

利用権設定を受ける者、●●●●。利用目的は、現状のアシタバ畑を継続して耕作する計画です。設定期間は平成29年7月1日から5年間の設定ですので満了日は平成34年6月30日となります。年間賃借料は無償となっております。

番号2農地に説明移ります。

- ・番号2・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用内
  - ・面積 2,524㎡

合計筆数は1筆となり合計面積は2,524㎡となります。

内容といたしましては 番号1案件同様に更新での設定取扱いとなります利用権を設定する者、●●●●。利用権設定を受ける者、●●●●。

利用目的も番号1案件同様にアシタバ畑の継続耕作との計画です。設定期間は平成29年7月1日から5年間の設定ですので、満了日は平成34年6月30日となります。年間賃借料は無償となっております。

番号3農地に説明移ります。

- ・番号3・農地の所在、●●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外
  - ・面積 1,399㎡

合計筆数1筆となり合計面積は1,399㎡となります。内容は新規の利用権設定となる案件となります。利用権を設定する者、●●●● 利用権設定を受ける者、●●●●。利用目的は口ベレニーとなっております。期間は平成29年7月1日から5年間の設定ですので満了日は平成34年6月30日となります。賃借料は無償となります。

続きまして、対象農地の説明に移ってまいります。

…【対象地所在説明】…

最後に利用権設定を受ける方につきましての説明へ移ります。番号1及び2農地に関し

ましては設定を受ける方が同一なため、合わせて要件について触れさせていただきます。

全部効率利用に関しまして、全筆利用権の更新案件となっておりますので、作付予定作物の、アシタバは現状から引き続き耕作していく意向を伺っております。つきましては、その耕作されている現状から全部利用効率も満たされるものと見込んでおります。また常時従事に関しましては、認定農業者の方ですので、問題無いものと見込んでおります。

番号3の要件に関しまして、ご説明いたします。設定を受ける方につきましては従前他職種にて、団体職員だった頃より、家庭菜園に励まれ、畑の管理のノウハウを積み重ねられておられます、また人脈も広い方ですのでロベレニー耕作のノウハウも先輩農家から得られるものかと思えます。なお、対象地には既に過去数年前に植えつけられておりますロベレニーもございまして、比較的簡易な手入れで全部利用効率は満たされるものと見立てております。常時従事に関しまして、現在は団体職員から退かれ、就農に専念できる状況のため問題無いものと見込んでおります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。それではまずは番号1、2農地について地元地区推進委員から意見を伺いたいと思います。6番推進委員お願いします。

推進委員6番 利用権設定に全く問題ありません。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思います。2番委員お願いします。

農業委員2番 番号1、2農地の設定を受ける方に関しましては、農業振興自主グループの代表として活躍されていたこと、農協アシタバ部会にも入られていて、日々就農に励まれている方ですので、本件更新することになんら異論はありません。

議長 はい。それでは番号3農地について地区推進委員から意見を伺いたいと思います。1番推進委員お願いします。

推進委員1番 対象地は舗装路に面しており、作目生育状況的にも耕作面積といたしましても手頃な農地かと思われます。利用権設定に問題ありません。

議長 はい。それでは農業委員から意見を伺いたいと思います。3番委員お願いします。

農業委員3番 推進委員1番とともに先日、現地確認に伺って参りました。切り頃のロベレニーが植えられており、ロベレニーの畑として利用することはとても有意義なものと思われます。また、設定を受ける方に関しましては、共撰出荷を担う意向を持っておられるようで、経営環境についても問題無いものと見込んでおります。利用権設定をよろしくお願いします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございますか。

議長           ご意見なければ議案第2号を承認することにご異議ございますか。

                  《異議なしの声多数》

議長           異議なしと認め、議案第2号については承認と決しました。

議長           続きますして、報告第3号の前回総会の経過でございますが、皆様に配布された資料のとおりとなっておりますので、各自ご確認願います。